

輪島市文化会館条例施行規則

平成 18 年 2 月 1 日  
教育委員会規則第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市文化会館条例(平成 18 年輪島市条例第 98 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 輪島市文化会館(以下「会館」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時まで、会館駐車場(以下「駐車場」という。)については、終日使用することができる。ただし、輪島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週月曜日(ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。)

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、駐車場は使用することができる。

(使用の許可等)

第 4 条 条例第 5 条の規定により、会館使用の許可を受けようとする者は、駐車場を使用する場合を除き、輪島市文化会館使用申請書(様式第 1 号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、使用日の 6 カ月前のものは、受理しないこととする。

2 教育委員会は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、輪島市文化会館使用(許可・不許可)決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第 5 条 使用者は、会館の使用を変更し、又は取り消そうとするときは、輪島市文化会館使用変更又は取消承認願(様式第 3 号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認願を適当と認めたときは、輪島市文化会館使用変更又は取消承認書(様式第 4 号)を交付する。

(使用料の減免)

第 6 条 条例第 10 条第 2 項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとし、輪島市文化会館使用料減免申請書(様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 市及び教育委員会が直接使用するとき 免除

(2) 市及び教育委員会が共催して公益上に使用するとき 免除又は一部減額

(3) 市及び教育委員会が後援又は公益上特に必要と認め、使用するとき 一部減額

2 前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ輪島市文化会館使用料

減免(可・否)決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

- 3 前項の規定は、入場料を2,000円以上徴収する場合(同項第1号を除く。)には、適用しない。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責によらない理由により使用できないとき。 使用料の全額
- (2) 使用の取消承認願を次に掲げる日までに提出し、承認を受けたとき。 使用料の70パーセント
  - ア ホール及び楽屋にあつては使用日前30日
  - イ 練習室及びホワイエにあつては使用日前2日
  - ウ 附属設備にあつてはア又はイに準ずる日

(使用者等の守るべき事項)

第8条 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された以外の施設、附属設備器具等を使用しないこと。
- (2) 許可なくして火気を使用しないこと。
- (3) 許可なくして壁、柱、扉等にはり紙、釘打等をしないこと。
- (4) 許可なくして物品の販売又は寄附金の募集を行わないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 定められた以外の場所で喫煙し、又は飲食しないこと。
- (7) 騒音又は怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他会館職員の指示に従うこと。

(広告類の掲示等の禁止)

第9条 会館及びその用地内において無断で広告その他これに類するものを掲示し、又は配布してはならない。

(職員の立入り)

第10条 教育委員会は、会館の管理上必要な職務を行うため、使用中の施設に会館職員を立ち入らせることができる。

- 2 前項の規定により使用中の施設に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

(運営委員会)

第11条 条例第15条の規定による輪島市文化会館運営委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は会務を処理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、教育委員会が招集する。

## 輪島市文化会館条例施行規則

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。  
(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の輪島市文化会館条例施行規則(昭和56年輪島市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。